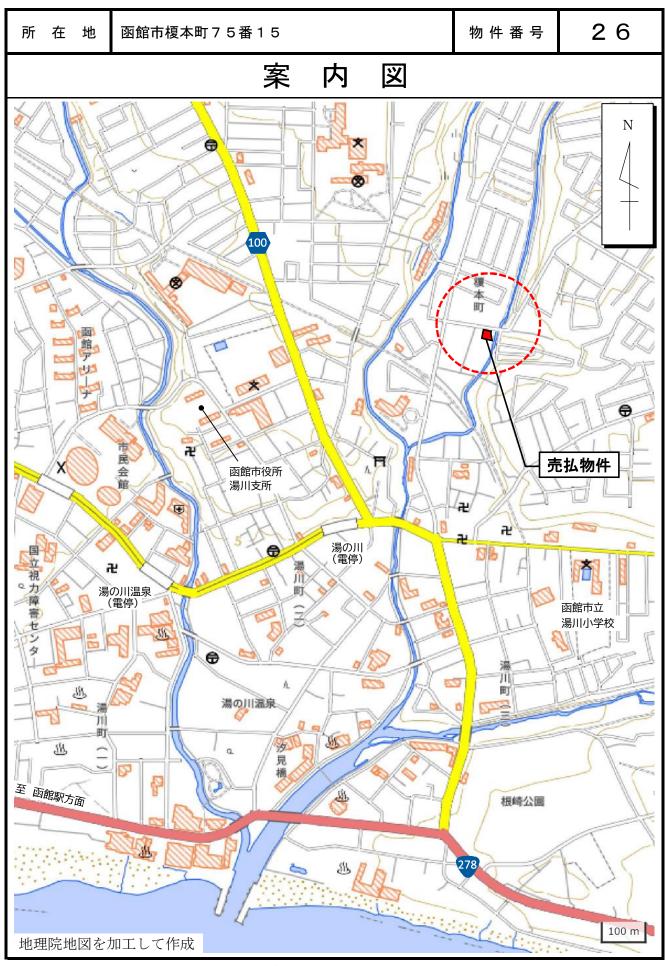
物件番号 26

			北海道函館市榎本町75番15												
住居表示			北海道函館市榎本町14街区												
現況地目			宅地	321.71 m²								-	工作物	_	
及び面積等											2	立木竹	_		
	‡	也番	75番1	15											
登 記	簿均	也目	宅地	1											
		女量	321. 71	l m²											
記載	事項 5														
		也目													
	委	数量 北	/Hil		舗装市道			超昌約	11.0 m		(注	・	第1 項質	1号道路)	
接面道路			則					幅貝和	11.0 m		(12)	M = 2 A	KW 1 -KW	1 7 但如/	
2/12															
の状況															
		<u> </u>	市街化	マ城											
		ŀ	用途地域		第一種住居地	域									
	建 程 菜 末 言	13	地域・地												
法	架 I 基 i	+	建ぺい率												
令し	準退法法	亘	容 積 率												
基	法 沾	ち	高度制限	Į	指定なし										
づ			防火指定 指定なし												
法令に基づく制			・景観法・宅地造成及び特定盛土等規制法・津波防災地域づくりに関する法律・航空法・都市再												
限	そ		生特別措置法 ・函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例												
	の他														
	III.												D 37 BD →		
私道	の負担	竺	私道負担	無	負担の内容						* 別	某 補	足詋明!	事項」参照	
	する事		道路後退	無	負担の内容										
		┰┚		,,,,	見近り口行							## ■	設 整 備	 	
出 給	加押	供	給処理施設 配管		萱等の状況		施設整備状況						又 笠 畑 負担の		
六 和 及 生		1	氢 気	接面道路配線 有								111/01	一	H	
施設の概要				接面道路配管有											
			以 共下水道 接面道												
			『市ガス 接面道路配管 有												
交通機関															
			バス	函館	バス 『榎本	町』停·	留所まで徒	歩1分							
公共施設				函館市役所湯川支所									官市立戸倉中学校		
					工事規制区域							う場合	には、	事前に函	
	館市長の許可が必要になる場合があります。詳細については、函館市に照会願います。 ・当該物件を含む周辺地域は、函館市津波ハザードマップにおいて、津波災害警戒区域に該当しています。詳細につ											詳細につ			

- ・当該物件を含む周辺地域は、函館市津波ハザードマップにおいて、津波災害警戒区域に該当しています。詳細については、渡島総合振興局 函館建設管理部に照会願います。
- ・当該物件は、航空法第49条の規定により、建築物の高さについて制限を受けます。詳細については、北海道エアポート株式会社 函館空港事業所に照会願います。
- * 当該物件は、函館市立地適正化計画で定める居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に該当するため、一定規模以上の開発、建築等行為及び一定規模以上の誘導施設の開発、建築等行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法に基づき、函館市長への事前届出が必要となります。詳細については、函館市に照会願います。
- ・当該物件の接面道路にコンクリート土留が設置されているため、現状において車両の進入は一部からしかできません。
- 項 ・当該物件の北側境界線付近の上空を架線が通過しています。
 - ・当該物件の北側接面道路から南側方向に緩い下り傾斜となっています。
 - ・売買契約書に、「買受人は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等 (別紙) 記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。」との特約条項が付されます。



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

 物件番号
 26

 所 在 地 函館市榎本町75番15

